

# 審 査 基 準

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会（仮免許証の再交付については、島根県警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標準処理期間：(1) 島根県運転免許センター及び島根県西部運転免許センター 即日 (2) 各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く）及び広域交番 4週間（隠岐の島警察署及び浦郷警察署は5週間）
申 請 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、 各警察署（松江警察署及び浜田警察署を除く。）及び広域交番
問 い 合 わ せ 先：島根県運転免許センター、島根県西部運転免許センター、 各警察署及び広域交番
備 考：